

令和元年7月4日

公募型簡易プロポーザル説明書

垂水小学校校舎棟改築工事設計業務に係るプロポーザルに関する詳細は下記のとおりとします。

記

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 垂水小学校校舎棟改築工事設計業務
- (2) 業務内容 垂水小学校校舎棟改築工事設計業務に係る基本設計・実施設計等
- (3) 履行期限 令和3年3月31日（予定）
- (4) 発 注 者 神戸市

2. 業務の詳細な説明 神戸市簡易プロポーザル企画書のとおり

3. プロポーザルの参加資格

(1) 企業の参加資格

以下のⅠに掲げる資格を満たしている単体企業又は、Ⅱに掲げる資格を満たしている設計共同体（設計JV）であることを応募者の条件とし、1者につき1件の応募とします。

（但し、協力事務所として応募する場合のみ、重複可とします）。

また、「Ⅰ.単体企業」又は「Ⅱ.設計共同体（設計JV）」の代表設計事務所は建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることとします。

これらを満たさない場合は、応募者として認めません。また、参加表明書受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とします。

Ⅰ. 単体企業

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止措置を受けていない者であること。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生又は再生手続き等をしていない者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていない者であること。
- ・ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年6月26日市長決定）第5条各号に該当しない者であること。
- ・ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 国税、地方税等義務付けられている税を滞納していない者であること。

Ⅱ. 設計共同体（設計JV）

- ・ 「Ⅰ.単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体（設計JV）であること。
- ・ 構成設計事務所として複数の設計共同体（設計JV）への参加は不可とします。
- ・ 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、設計共同体（設計JV）の代表設計事務所に所属していること。
- ・ 設計共同体（設計JV）は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ・ 設計共同体（設計JV）の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きいものとする。

4. 選定に関する事項

(1) 委員会の設置

委託先候補事務所の特定は、神戸市建築工事設計監理外注委員会（神戸市が行う建築工事等の設計監理業務等に関する事務の公正、的確な執行を確保するために設置された委員会。以下、委員会とする。）の審議によって行われます。

事務局及び委員会は、「参加表明書」による一次審査を行い、その後、「調査表」及びそれに基づくヒアリング内容による二次審査を行い委託先候補事務所の特定を行います。

(2) スケジュール

①参加表明書の提出期限	7月18日（木）14時必着
②一次審査の結果通知（参加表明書審査）	7月下旬
③調査表作成及びヒアリングに係る説明会	7月31日（水）13時30分
④質疑の提出期限	8月2日（金）12時
⑤質疑回答	8月7日（水）（予定）
⑥調査表の提出期限	8月21日（水）14時必着
⑦二次審査（ヒアリング審査）	8月26日（月）午前
⑧二次審査結果の通知	9月上旬
⑨委託先候補事務所の特定・公表	9月中旬（予定）

(3) 委託先候補事務所の特定方法

① 一次審査：参加表明書の評価（ヒアリング対象事業者の選定）

「参加表明書評価要領」に基づいて「参加表明書」の評価を行い、上位5者程度をヒアリング対象事業者として選定します。

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力 (業務経歴等)	・同種又は類似業務実績、同種又は類似業務適応性 ・技術者数、有資格者数
2. 担当チームの能力 (技術者の経験と能力)	・管理技術者及び主任技術者の資格・経験 ・管理技術者及び主任技術者の業務実績 ・管理技術者及び主任技術者の繁忙度 ・若手技術者の登用 ・協力事務所の使用の妥当性

② 二次審査：調査表及びヒアリング内容の評価（委託先候補事務所の特定）

ヒアリング対象事業者に調査表作成およびヒアリングに関する説明会を行い、ヒアリングを実施します。委員会は、調査表とそれに基づくヒアリング内容について、「ヒアリング評価要領」に基づき審査を行います。市は、委員会における審査を経て、委託先候補事務所を特定します。

(4) 調査表提出者が1者の場合の取扱いについて

調査表提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとします。

但し、当該提出者から提出された調査表及びヒアリング内容について、評価要領に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託先候補事務所として特定しません。

最低基準点は、調査表及びヒアリング内容の評価点の満点の60%に相当する点数とします。

5. 手続等

(1) 参加表明書の提出

- ・提出方法 持参又は郵送（原則、簡易書留とします）
- ・提出・問い合わせ先 事務局（下記5.（6）のとおり）
- ・提出期限 令和元年7月18日（木）14時 必着
※但し、郵送の場合は7月17日（水）までの消印を有効とします
- ・作成要領・留意事項 「参加表明書作成要領」のとおり（押印のうえ提出）

(2) 調査表作成及びヒアリングに係る説明会の案内

- ・ヒアリング対象事業者として選定された者には、調査表作成及びヒアリングに係る説明会の案内を送付します。説明会において調査表の作成要領、提出期限、提出場所及びヒアリングの日時、場所、留意事項等について説明します。
- ・選定されなかった者には選定結果を通知します。

(3) 質疑回答について

説明会終了後、本業務の内容や調査表の作成について質疑がある場合は、8月2日（金）12時までに、下記のメールアドレスまで質問内容を送信してください（様式不問）。ご質問があった場合はすべての質問を取りまとめた上、8月7日（水）までに回答いたします。なお、ご質問がなかった場合は、その旨の回答をいたします。

〔質疑送信先メールアドレス〕 kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp

(4) 調査表の提出

- ・提出方法 持参のみ
- ・提出物・部数
 - ① 調査表（A4片面カラー刷り、左肩ホッチキス留め） 17部
 - ② ①のデータCD（PDF形式） 1部
 - ③見積書（※別紙様式に設計委託料の見積額を記載） 1部
 - ④損害賠償保険の加入状況を証明する資料（保険証券の写し等） 1部
- ※ 調査表の設問3で「加入」と記載した場合
- ・提出・問い合わせ先 事務局（下記5.（6）のとおり）
- ・提出期限 令和元年8月21日（水）14時 必着
- ・作成要領・留意事項 「調査表作成要領」および「記載例」のとおり

(5) 参加辞退について

参加表明書提出後に辞退する場合は、令和元年8月2日（金）12時迄に「参加辞退届」を提出してください。

(6) 事務局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 建築住宅局 技術管理課 技術管理係
電話：078（322）5627 FAX：078（322）6118
E-Mail：kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp

6. その他

(1) 業務実施上の条件

提出いただく参加表明書及び調査表において、以下を満たしていない場合は委員会に報告し、失格とする場合があります。

- ・管理技術者は一級建築士であること。
- ・意匠担当主任技術者の同種規模等の手持設計業務件数が3件以下であること。
- ・管理技術者が各担当主任技術者を兼任していないこと。
- ・管理技術者及び各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
- ・管理技術者及び意匠担当主任技術者が提出者（代表設計事務所）の組織に属していること。
- ・管理技術者及び各担当主任技術者（積算担当主任技術者は除く）は、参加表明書作成要領3.(3)①に記載の「同種又は類似業務」に平成21年4月以降に携わった実績があること。
- ・配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていること。
- ・主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- ・業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が神戸市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・その他、設定した条件を満たしていること。

(2) 無効となる参加表明書

参加表明書が次の条件の一つに該当する場合には、無効となる場合があります。

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 無効となる調査表

- ・受領期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ・参加表明書及び調査表に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き変更することができません。

(4) 工事受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができません。

(5) その他

- ・本公募は、設計案の選定ではなく、設計者の選定を目的に行うものです。委託先候補に決定した場合でも、調査表の提案内容が設計業務において必ずしも採用されるとは限りませんので、予めご了承ください。また、工事施工事業者を選定するものではありません。
- ・参加表明書及び調査表の作成・提出並びにヒアリング等に要する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ・見積書の金額が設計委託料（上限）を超える場合、失格とします。
- ・特定された委託先候補事務所と契約締結に向けて交渉を行います。また、契約については神戸市規定の委託料の範囲で契約します。
- ・適切な提案がない場合等においては、委託先候補事務所の特定は行いません。

- ・本プロポーザルへの応募にあたり、本市に対して設計事務所概要を提供していない場合は、市ホームページ『建築設計工事監理業務に係る「事務所概要」の提供について』（<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/institution/koukyou/s04.html>）を参照し、参加表明書提出締切日までに事務所概要を提出してください。
- ・提出された書類は、ヒアリング対象事業者の選定及び委託先候補事務所の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- ・提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、ヒアリング対象事業者の選定及び委託先候補事務所の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ・提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとします。ただし、本市が事業者選定の公表等に必要な場合には、本市は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び法人等（公共を除く）との契約実績、事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となります。
- ・市が委託先候補事務所を特定した場合は、市ホームページでヒアリング対象事業者名、審査結果、特定した委託先候補事務所名等を公表します。
- ・特定された委託先候補事務所の調査表（個人情報及び法人等（公共を除く）との契約実績を除く）については、ヒアリング対象事業者として選定された事業者を対象とし、選定結果の通知から30日間程度、建築住宅局技術管理課で開示いたします。なお、上記期間以後に開示を希望される場合は、情報公開請求が必要となります。
- ・提出者は、参加表明書の提出を以て、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、審査方法及び審査結果に対する異議申し立ては受け付けませんので、ご了承願います。
- ・証明書類の添付及び資格番号の記載は不要ですが、委託先候補事務所に特定した時点で、必要な証明書类等（資格番号含む）の提出を求めます。虚偽の記載、説明等がある場合、委託先候補の資格を取り消すことがありますので、ご注意ください。

7. 公募関係資料

- 資料1 公募型簡易プロポーザル 説明書
- 資料2 神戸市簡易プロポーザル企画書
- 資料3-1 公募型簡易プロポーザル参加表明書作成要領
- 資料3-2 公募型簡易プロポーザル参加表明書評価要領

8. 様式

- ・参加表明書
- ・参加辞退届